

「日本古典文学学術賞」選考要綱

	平成19年	10月	25日	
	制			定
改正	平成20年	5月	15日	
改正	平成21年	6月	3日	
改正	平成24年	2月	9日	
改正	平成25年	3月	8日	
改正	平成28年	3月	8日	
改正	平成29年	3月	15日	
改正	平成31年	2月	21日	
改正	令和4年	5月	26日	
改正	令和5年	5月	24日	
改正	令和6年	5月	17日	
改正	令和7年	5月	14日	

1 趣 旨

国文学研究資料館賛助会（以下「賛助会」という。）に、日本古典文学会賞を継承し、若手日本古典文学等研究者の奨励、援助を目的とする、日本古典文学学術賞（以下「学術賞」という。）を設ける。

2 選考委員会

学術賞の選考を行うため、賛助会に選考委員会を置く。

3 選考委員

選考委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 関連諸学会から推薦された委員 6名以内
- (2) 賛助会運営委員会委員 1名
- (3) 国文学研究資料館教員 1名
- (4) 選考委員会が必要と認めた委員 若干名

4 選考委員の任期

委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。

5 委員長及び副委員長

- (1) 選考委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。
- (2) 委員長は、選考委員会を主宰する。
- (3) 委員会に副委員長を置き、委員のうちから、委員長が指名する。
- (4) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のときはその職務を代行する。

6 選考委員会の議事

- (1) 選考委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、外国出張等海外渡航中の場合には、委員の数に含めない。
- (2) 選考委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

7 対象者

対象となる業績の発表時に40歳未満の研究者とする。

8 対象とする業績

前年の1月から12月までに公表された、日本古典文学（古典と近代、古典文学と日本語学その他隣接諸学にまたがるものを含む）に関する著書とする。

9 選考方法

選考委員からの推薦及び過去の受賞者（日本古典文学会賞・日本古典文学学術賞）からの推薦による対象者の著書を選考委員会で審議するものとし、自薦は受け付けない。

- 10 受賞者
受賞者は、3名以内とする。
- 11 発表方法
国文研ニュース及び国文学研究資料館ホームページ等にて公表する。
- 12 授賞式
原則として「古典の日」（11月1日）前後の日に実施する。
- 13 賞及び賞金
受賞者には、賞状と賞金20万円を授与するものとする。
- 14 庶務
選考委員会の庶務は、管理部学術情報課において処理する。
- 15 その他
この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則
この要綱は、平成19年10月25日から施行する。

附 則
この要綱は、平成20年 5月15日から施行する。

附 則
この要綱は、平成21年 6月 3日から施行する。

附 則
この要綱は、平成24年 2月 9日から施行する。

附 則
この要綱は、平成25年 3月 8日から施行する。

附 則
この要綱は、平成28年 3月 8日から施行する。

附 則
この要綱は、平成29年 3月15日から施行する。

附 則
この要綱は、平成31年 2月21日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 4年 5月26日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 5年 5月24日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 6年 5月17日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 7年 5月14日から施行する。